

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
4月15日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………一

○公告

令和四年度危険物取扱者保安講習の実施(消防保安課)……………二

令和四年度消防設備士講習の実施(消防保安課)……………三

製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)……………四

調理師試験の実施(生活衛生課)……………五

公共測量の実施(監理課)……………六

公共測量の実施の終了(監理課)……………六

山口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六

○公安委告示

技能検定員審査の実施……………七

教習指導員審査の実施……………一〇

山口県告示第百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

名	徳山病院訪問看護ステーションサルビア
称	周南市南浦山町五番一四号
所	令和四、三、一
在	
地	
関	
指	
定	
年	
月	
日	

山口県告示第百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者	氏名又は名	住所又は主たる事務所所在地	居宅介護事業所	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社マリ	株式会社マリ	宇部市東小串一丁目一番六号	小串薬局	小串薬局	宇部市東小串一丁目一番六号	居宅療養管理指導	令和四、一、一

山口県告示第百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者	氏名又は名	住所又は主たる事務所所在地	介護予防事業所	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社マリ	株式会社マリ	宇部市東小串一丁目一番六号	小串薬局	小串薬局	宇部市東小串一丁目一番六号	介護予防居宅療養管理指導	令和四、一、一



(五七) 令和四年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、令和四年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

令和四年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 受講対象者

消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

二 講習の日時及び場所

(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場	所
令和四、七、一	午前九時から 正午まで	下関市消防訓練センター	
〃	〃	〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号
〃	〃	〃	山口県総合保健会館
〃	〃	〃	光市大字岩田八四九
〃	〃	〃	大和総合運動公園大会議室
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四
〃	〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	〃	いわくに消防防災センター
〃	〃	〃	下関市豊北町角島二二七の一の三
〃	〃	〃	角島漁業協同組合
〃	〃	〃	長門市三隅下三七〇九の三
〃	〃	〃	山口県漁業協同組合野波瀬支店
〃	〃	〃	宇部市大字川上七四
〃	〃	〃	山口県農業協同組合宇部統括本部
〃	〃	〃	防府市八王子二丁目八番九号
〃	〃	〃	防府市創業・交流センター
〃	〃	〃	柳井市柳井三七一八
〃	〃	〃	柳井市文化福祉会館
〃	〃	〃	阿武町大字奈古二七四七
〃	〃	〃	山口県漁業協同組合奈古支店

(二) 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設(一)に掲げる危険物施設を除く。において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場	所
令和四、七、七	午前九時から 正午まで	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター	
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四
〃	〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	〃	いわくに消防防災センター
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四
〃	〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	〃	宇部市大字川上七四
〃	〃	〃	山口県農業協同組合宇部統括本部
〃	〃	〃	山口県農業協同組合宇部統括本部
〃	〃	〃	宇部市大字川上七四
〃	〃	〃	山口県農業協同組合宇部統括本部
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四
〃	〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四
〃	〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四
〃	〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	〃	宇部市大字川上七四
〃	〃	〃	山口県農業協同組合宇部統括本部
〃	〃	〃	山口県農業協同組合宇部統括本部
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四
〃	〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四
〃	〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	〃	山陽小野田市大字西沖五
〃	〃	〃	西部石油株式会社山口製油所

〃 〃 五 〃
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興セ
ンター

(二) 警報設備
日 時 場 所
令和四、九、一三 午前九時三十分から
午後五時まで
山口市吉敷下東三丁目一番一号
公益財団法人山口県健康福祉財団山口
県健康づくりセンター

〃 〃 一四 〃
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興セ
ンター

(三) 避難設備・消火器
日 時 場 所
令和四、一〇、二五 午前九時三十分から
午後五時まで
山口市吉敷下東三丁目一番一号
公益財団法人山口県健康福祉財団山口
県健康づくりセンター

〃 〃 二六 〃
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興セ
ンター

三 講習の科目

(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の
(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

令和四年七月二十六日(火曜日)から同年八月十六日(火曜日)までの間に、山口
市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二)一般財団法人山口県消防設備協
会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し
た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼るこ
と。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本
部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三一九三三―二三九
九)又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九二二―七七七八)にする
こと。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先
明記の返信用封筒を同封の上すること。

(五九) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の
規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

令和四年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和四年八月二十一日(日曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 衛生法規

(二) 公衆衛生学

(三) 食品学

(四) 食品衛生学

(五) 栄養学

(六) 製菓理論及び実技

四 受験資格

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

五 受験願書の受付期間

令和四年五月九日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)まで(郵送の場合は、五
月二十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地为所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(三) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類

(四) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書

八 受験手数料

(五) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
九千四百八十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(六〇) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

令和四年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和四年八月二十一日(日曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 公衆衛生学

(二) 食品学

(三) 栄養学

(四) 食品衛生学

(五) 調理理論

(六) 食文化概論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

令和四年五月九日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)まで(郵送の場合は、五月二十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄

本又は抄本を添付すること。）

(四) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千二百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(六一) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

下関市関西町、長崎中央町、西入江町、豊前田町、細江町及び丸山町

三 作業の期間

令和四年四月一日から同年十二月二十八日まで

(六二) 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

岩国市及び玖珂郡和木町

三 作業の期間

令和三年七月二十七日から令和四年三月十五日まで

(六三) 山口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和四年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和四年四月十五日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和四年五月二十日（金曜日）及び同月二十三日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和四年四月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

れる者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙は、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百元
三 教則の内容となつてゐる事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和四年五月二十四日（火曜日）及び同月二十五日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和四年四月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となっている事項	二千元
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千元
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和四年五月二十日(金曜日)、同月二十三日(月曜日)、同月二十六日(木曜日)、同月二十七日(金曜日)、同月三十日(月曜日)及び同月三十一日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和四年四月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

れる者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二百円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和四年六月十日(金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和四年四月十八日(月曜日) から同月二十二日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和四年四月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 令和四年六月一日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 令和四年四月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
 - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料

一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 令和四年六月八日（水曜日）及び同月九日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
 令和四年四月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和四年六月二日（木曜日）、同月三日（金曜日）、同月六日（月曜日）、同月七日（火曜日）、同月十日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和四年四月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円

備考
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和四年六月十日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和四年四月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三
―二九〇〇)にすること。

令和四年四月十五日
発行

発行人

山口県知事